

随意契約結果（令和6年10月～令和7年3月）

件 名	発注課	契約の相手方	契約金額 (消費税込)	契約年月日	根拠法令	随意契約理由
佐谷地区19工区管渠築造工事に伴う道路改良工事	都市整備課	株式会社 折居産業建設	3,050,300	令和6年11月27日	第 6 号	本工事は、上下水道課が株式会社折居産業建設を請負業者として契約を行った「須恵町公共下水道事業 佐谷地区19工区管渠築造工事」の施工時に現道に路盤が入っていないことが判明したため、路盤改良を行うものである。「須恵町公共下水道事業 佐谷地区19工区管渠築造工事」と同一現場であるため、同様の資機材及び保安設備等をそのまま使用することができ、また他業者が同工期内に施工することは困難である。そのため、現に契約履行中の請負業者に引き続き実施させた場合、期間の短縮、経費の節減が確保できるため、地方自治法第167条の2第1項第6号の規定により、株式会社折居産業建設と特命随意契約を締結したい。
古宮～壱番田線道路改良工事	都市整備課	株式会社山翔	3,850,000	令和6年11月15日	第 6 号	本工事は、「岩崎～古宮線道路改良工事」と近接した現場であるため、同様の資機材及び保安設備等をそのまま使用することができる。また排水構造物の接続等関連があり、他業者が同じ現場で施工することは困難である。そのため、現に契約履行中の請負業者に引き続き実施させた場合、期間の短縮、経費の節減が確保できるため、地方自治法第167条の2第1項第6号の規定により、「岩崎～古宮線道路改良工事」を受注している株式会社山翔と特命随意契約を締結したい。
公共下水道事業 県道拡幅に伴う新原工業団地下水道管渠切替工事	上下水道課	村山建設株式会社	25,960,000	令和6年11月5日	第 6 号	県道筑紫野古賀線道路改良工事に伴い、既設下水道管を移設し新たに布設するための工事である。この県道拡幅工事においては県が発注する工事であり、当該地区の工事を村山建設株式会社が請負っている。福岡県が実施する県道拡幅工事の工程に合わせて、下水道管を布設しなければならないため、一貫した施工管理が必要となる。よって、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号の規定により村山建設株式会社と特命随意契約を行いたい。